

**（仮称）稲庭田子風力発電事業環境影響評価方法書に対する  
環境の保全の見地からの意見**

- 1 本環境影響評価方法書は、事業計画が具体化されていない時点のものであることから、今後、計画が具体化した時点で、環境影響評価項目、調査、予測及び評価の手法を見直す必要が生じると考えられる。よって、計画が具体化した時点で環境影響評価項目の選定に不足がないか、また、調査、予測及び評価の手法は適切であるかを必要に応じて専門家から意見を聞き、検討した上で、環境影響評価を実施することとし、その内容を環境影響評価準備書に記載すること。
- 2 対象事業実施区域には、重要な自然環境のまとまりの場である保安林や馬淵川流域ふるさとの森と川と海保全地域に指定された森林が存在している。事業の実施に伴い、これらの森林を伐採することにより、地域において重要な機能を有する自然環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の具体化に当たっては、これらの森林を回避することを検討し、その検討結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 3 工事用資材等の搬出入に伴う車両の走行により、動物のロードキル等の可能性があることから、工事用資材等の搬出入に伴う動物への影響を環境影響評価項目として選定することについて検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 4 対象事業実施区域の地質は主に火山性岩石であるため、掘削土等から酸性水が発生し、周辺環境に影響を及ぼす可能性があることから、地質に由来する酸性水の発生の有無の調査を実施することとし、その調査結果によっては、必要な環境影響評価項目を追加し、環境影響評価準備書に記載すること。
- 5 工事の実施により、濁水が流入する可能性のある河川の下流域において、稲作が行われている場合には、水質に係る調査地点及び予測地点に農業用利水点を追加して調査及び予測を行い、農業（水稻）用水基準との整合性について評価すること。
- 6 風車の影に関する調査、予測及び評価については、太陽の高度・方位及び発電設備の高さに加え、設置予定場所及び住居等の標高並びにそれらの距離の具体的な位置関係を踏まえて行うこと。

- 7 対象事業実施区域及びその周辺は、ガン類・ハクチョウ類・小鳥の夜間渡りのルートとなっている可能性があることから、これらの鳥類に係る夜間渡りの調査を実施すること。
- 8 鳥類の定点観察法による調査方法について、ガン類の渡りは、その年の雪解けの状況に大きく影響されることから、春季の調査は柔軟に調査時期及び期間を設定すること。
- 9 杉倉川上流域は、ハナカジカなどの重要な種の生息地となっている可能性があることから、魚類及び底生動物に関する調査の実施に当たっては、杉倉川における調査地点の追加及び調査範囲の拡大を検討すること。
- 10 対象事業実施区域北西側の風車列が予定されている黒森とその周辺には、隣接する道路がないことから、風力発電設備の設置において搬入道路の新設の可能性が高いと考えられる。黒森付近の県境は、ブナやハリギリの大径木が点在するなど、他の場所よりも自然度が高いと推察されることから、植物の調査に当たっては、搬入道路新設の可能性のある地域を踏査ルートに追加すること。
- 11 風力発電設備の視認性は樹木の繁茂状況により変化することから、景観への影響の調査は、樹木の繁茂期及び落葉期に実施すること。また、景観への影響の予測は、風力発電設備の周囲背景の色彩が季節によって変化することを考慮して実施すること。
- 12 工事用資材の搬出入に伴う人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響の予測時期は、工事計画と利用の状況を勘案した上で、影響が最大となる時期とすること。
- 13 地形改変及び施設の存在に伴う人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響の予測時期は、全ての風力発電設備が完成し、利用の状況を勘案した上で影響が最大となる時期とすること。
- 14 対象事業実施区域は、他事業者が計画する風力発電事業の事業実施想定区域内に位置しており、累積的な環境影響が懸念されることから、他事業者と情報を共有し、調整を図るとともに、累積的な環境影響が想定されるものについては、他事業者が計画する事業と本事業との累積的な環境影響の調査、予測及び評価を行い、その結果、重大な影響が認められる場合には、本事業の位置、規模及び風力発電設備の配置等を含めて、事業計画を再検討すること。